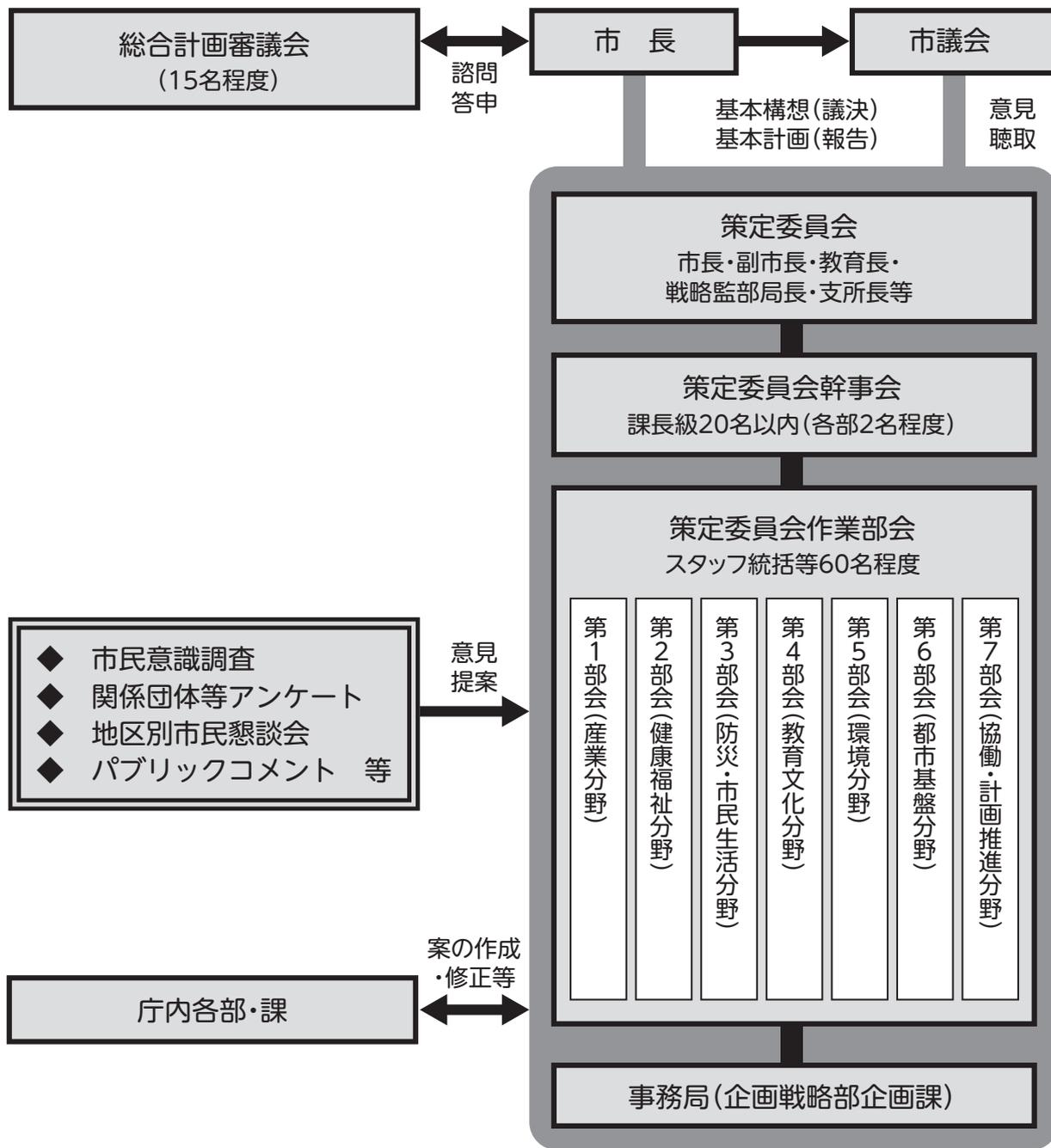




資料編

1. 第五次御殿場市総合計画 前期基本計画 策定体制



※ 第3期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、施策の実施にあたっては、総合計画審議会が「外部有識者会議」を兼ね、庁内組織については策定委員会と同じ構成員で組織する「御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部」及び課長級職員（調整会議の構成員）で組織する「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略作業部会」を置く。



2. 策定経過

令和5年度

12月	策定方針決定	庁議
-----	--------	----

令和6年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

6月	◇市民意識調査（2,000票配布）	有効票数770件、オンラインによる自主回答99件
	◇企業・団体アンケート（65団体配布）	回答48団体
	第1回策定委員会作業部会	策定方針及び策定スケジュール確認、第四次後期基本計画評価作業
8月	第2回策定委員会作業部会	基本構想（素案）作成作業
9月	第1回策定委員会幹事会	市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（素案）作成作業
10月	第1回策定委員会	市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（素案）作成作業
	第3回策定委員会作業部会	基本構想（素案）協議
11月	第2回策定委員会幹事会	基本構想（素案）協議
12月	第2回策定委員会	基本構想（素案）決定
	◇パブリックコメント	意見4件
1月	第3回策定委員会	基本構想（原案）決定
	◇市議会議員懇談会	意見聴取
	第4回策定委員会作業部会	目標人口案協議
	◎第1回総合計画審議会	委員委嘱、諮問 市民意識調査結果、第四次後期基本計画評価 基本構想（原案）審議
2月	第3回策定委員会幹事会	目標人口案協議
	◎第2回総合計画審議会	基本構想（原案）審議
3月	◎総合計画審議会	答申
	第4回策定委員会	基本構想決定、前期基本計画（素案）協議

令和7年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

6月	市議会定例会・特別委員会	基本構想議決
	第1回策定委員会幹事会	前期基本計画（素案）協議
	第1回策定委員会	前期基本計画（素案）協議
7月	第2回策定委員会幹事会	前期基本計画（素案）協議
	第2回策定委員会	前期基本計画（素案）決定
8月	◇パブリックコメント	意見7件
	◇市議会議員懇談会	意見聴取
9月	第3回策定委員会	前期基本計画（原案）決定
10月	◎第1回総合計画審議会	諮問 前期基本計画（原案）審議
	◎第2回総合計画審議会	前期基本計画（原案）審議
11月	◎第3回総合計画審議会	前期基本計画（原案）審議
12月	◎総合計画審議会	答申
	第4回策定委員会	前期基本計画決定
1月	市議会全員協議会	前期基本計画報告

3. 総合計画審議会委員名簿

（敬称略・順不同）

会 長： 芹 沢 和 彦

副 会 長： 小 田 朋 子

勝 又 あゆみ

芹 沢 明 彦

安 田 敏 男

杉 山 ゆかり

芹 沢 恵 子

勝間田 正 明

戸 栗 哲 平

勝間田 祐 一

出口 裕一（R6年度）

釜谷 智彦（R7年度）

山 口 力

勝間田 英 幸

渡 邊 恵 子

勝 又 恵 一 郎

猪 熊 俊 宏

森 雅 宏

花 山 勝 重



4. 第五次御殿場市総合計画（基本構想・前期基本計画）に係る諮問・答申

《基本構想》

06御企企第1187号
令和7年1月28日

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦 様

御殿場市長 勝又 正美

第五次御殿場市総合計画基本構想原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例第4条の規定に基づき、第五次御殿場市総合計画基本構想原案について意見を求めます。

令和7年3月6日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦

第五次御殿場市総合計画基本構想原案について（答申）

令和7年1月28日付け06御企企第1187号にて諮問のありました第五次御殿場市総合計画基本構想（原案）について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

答 申

第五次御殿場市総合計画基本構想原案を、概ね妥当なものとして判断いたします。

この原案を、より優れた基本構想として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しますので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

1. 基本構想全体について

- (1) 策定の時代背景や将来都市像、各政策方針の趣旨・意図が市民にとってわかりやすく伝わる表現等に配慮されたい。

2. 各政策方針について

《政策方針1》

- (1) 観光交流客数の一層の増加とあわせて、オーバーツーリズム抑制等の観点にも配慮されたい。
- (2) 道の駅的施設の整備をふまえた産業振興及び交通のあり方について配慮されたい。

《政策方針2》

- (1) 高齢化社会における「認知症」についての啓発に配慮されたい。
- (2) 障がいのある方の当事者団体等が持続可能な運営を行えるよう配慮されたい。

《政策方針3》

- (1) 防災士の育成等、市全体で防災意識を高めていくことについて配慮されたい。
- (2) 富士山火山防災について配慮されたい。

《政策方針4》

- (1) 人口減少や部活動の地域移行をふまえ、若い人達にとって魅力のあるスポーツ推進に配慮されたい。
- (2) 北駿地区の県立高校再編を見据えた内容に配慮されたい。

《政策方針5》

- (1) 環境と経済の好循環促進に配慮されたい。

《政策方針6》

- (1) 鉄道の駅及びその周辺の活性化について配慮されたい。

《政策方針7》

- (1) 産官学金労言などの一層の連携について言及されたい。

3. 前期基本計画策定に向けて

- (1) 前期基本計画策定に際しては、政策目標の達成に向けて、わかりやすさや市民の声をふまえた指標設定に留意されたい。
- (2) 前期基本計画においては、御殿場市の未来に向けた大型プロジェクト等の記載に配慮されたい。
- (3) 前期基本計画策定に際しては、様々な客観的エビデンスに基づいた政策・施策の検討に配慮されたい。



《前期基本計画》

07御企企第835号

令和7年10月2日

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦 様

御殿場市長 勝又 正美

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例第4条の規定に基づき、第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について意見を求めます。

令和7年12月1日

御殿場市長 勝又 正美 様

御殿場市総合計画審議会
会長 芹沢 和彦

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案について（答申）

令和7年10月2日付け07御企企第835号にて諮問のありました第五次御殿場市総合計画前期基本計画（原案）について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申します。

答 申

第五次御殿場市総合計画前期基本計画原案を、概ね妥当なもの判断いたします。

この原案を、より優れた前期基本計画として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しますので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

別紙

1 基本計画全体について

- (1) 「現状データ」の要因分析を行い、「現状と課題」「政策の目標」「政策成果指標」「施策」へと反映した一貫性と整合性のある適切な記載内容について配慮されたい。
- (2) 基本構想・基本計画で示された方向性や政策については庁内全体で共有し、施策・事業について横断的に推進されたい。
- (3) 政策・施策を推進する際は、幅広い世代や地域の意見を聞きながら推進されたい。
- (4) 人口減少抑制に係る最も注力すべき事項について、特筆すべき政策・施策を実行していく旨の記載を検討されたい。
- (5) 少子高齢化及び人口減少社会に対応した適切な事業の推進と、地域活動の担い手確保に配慮されたい。
- (6) 公共交通の確保による、若者や高齢者等の交通弱者にも配慮したまちづくりを推進されたい。

2 分野別計画について

《政策方針1》

- (1) 観光交流事業の推進に際し、オーバーツーリズムの観点についても配慮した内容とされたい。

《政策方針2》

- (1) ハード面の指標のみならず、ソフト面に関する政策成果指標設定に配慮されたい。

《政策方針3》

- (1) 防災・減災において、地域防災における企業の役割等について検討されたい。
- (2) 「防犯面」に視点を置いた政策成果指標設定に配慮されたい。

《政策方針4》

- (1) 今後も多文化共生の進展が見込まれる中、市民と在住外国人が互いの文化・習慣など価値観を理解し、共に安全かつ安心して快適に暮らせる環境の整備について配慮されたい。

《政策方針5》

- (1) 資源循環型社会の構築を推進していくため、日本の伝統である「もったいない」精神の啓発にも配慮されたい。
- (2) 有収率に関する記載について配慮されたい。

《政策方針6》

- (1) 太陽光発電など再生可能エネルギー施設の立地について、環境や景観面での調和など適切な指導について配慮されたい。



《政策方針7》

- (1) カスタマーハラスメントへの対応について配慮されたい。
- (2) 人口減少社会においても、行政機能が十分に発揮されるよう、時代に合わせた「組織」「制度」「人材育成」を進められたい。

3 事業の実施に向けて

- (1) 政策目標の達成に向け、事業計画立案時から庁内横断的な体制の構築と事業の推進に留意されたい。
- (2) データに基づく環境事業分野で日本一を目指す取組を推進し、環境関連企業や大学等の誘致に繋がる施策を展開されたい。
- (3) 人口減少対策として、企業誘致による魅力ある雇用・就労の場の創出や関係人口の増加など、段階的な取組について配慮されたい。
- (4) 社会や価値観の変化に対応しながら、自治会等への加入など、担い手の育成や事業の推進に配慮されたい。

5. 庁内総合計画策定組織名簿

● 第五次御殿場市総合計画策定委員会

役職	職名	氏名	
		令和6年度	令和7年度
委員長	市長	勝又 正美	勝又 正美
副委員長	副市長	良知 淳子	良知 淳子
委員	副市長	田代 明人	田代 明人
委員	教育長	勝亦 重夫	勝亦 重夫
委員	企画戦略部長	沓間 信幸	木島 直久
委員	総務部長	小林 和樹	小林 和樹
委員	環境市民部長	井上 史代	井上 史代
委員	健康福祉部長	山本 宗慶	上道 勝人
委員	産業スポーツ部長	鎌野 晃	上道 幸胤
委員	経済外交戦略監	瀧口 達也	---
委員	都市建設部長	鈴木 信義	鈴木 信義
委員	危機管理監	水口 光夫	水口 光夫
委員	会計管理者	勝間田 守正	勝間田 守正
委員	議会事務局長	中嶋 正樹	中嶋 正樹
委員	監査委員事務局長	山本 育実	岩岡 俊峰
委員	教育部長	木島 直久	勝又 欣也
委員	広域行政組合事務局長	鎌野 武	佐藤 昌幸
委員	消防長	外山 貴彦	芹澤 良信
委員	御殿場地域振興センター所長	田代 茂義	田代 茂義
委員	富士岡支所長	坂上 剛	坂上 剛
委員	原里支所長	芹沢 徹	芹沢 徹
委員	玉穂支所長	村松 哲哉	村松 哲哉
委員	印野支所長	山本 明久	山本 明久
委員	高根支所長	杉山 和彦	杉山 和彦

● 第五次御殿場市総合計画策定委員会

令和6年度

佐藤 哲治 芹澤 知輝 池谷 歩美 土屋 翔 中村 大輝
 岩瀬 陽平

令和7年度

芹澤 知輝 川口 聡 池谷 歩美 中村 大輝 岩瀬 陽平
 渡邊 恵司 勝又 明日香



6. 御殿場市総合計画の策定等に関する条例

平成26年6月30日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、御殿場市（以下「市」という。）の総合計画を策定し、又は変更するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から構成するものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す将来都市像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に示した将来都市像及び基本目標の実現に向けた政策及び施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(位置付け)

第3条 総合計画は、市の最上位計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、御殿場市総合計画審議会条例（昭和40年御殿場市条例第24号）に規定する御殿場市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項に規定する議会の議決すべきものとして、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 御殿場市総合計画審議会条例

昭和40年3月29日

条例第24号

〔注〕平成6年12月から改正経過を注記した。

（ 設 置 ）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（ 任 務 ）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に関すること。
- （2）基本構想に基づく基本計画に関すること。

（一部改正〔平成10年条例7号・19年32号・23年24号〕）

（ 組 織 ）

第 3 条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）公共的団体等の役員又は職員
- （2）関係行政機関の職員
- （3）知識と経験を有する者
- （4）公募による者

（一部改正〔平成6年条例33号・10年7号・19年32号〕）

（ 任 期 ）

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成10年条例7号〕）

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（全部改正〔平成19年条例32号〕）

（ 会 議 ）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。



- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(全部改正〔平成19年条例32号〕)

(部 会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年7月4日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月1日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月15日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月10日条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年9月26日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月15日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

8. 第五次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

令和6年2月14日

訓令甲第1号

(設置)

第 1 条 第五次御殿場市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）、第五次御殿場市総合計画前期基本計画（以下「基本計画」という。）及び関連する計画の策定を行うため、第五次御殿場市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に関すること。
- (3) その他関連する計画の策定に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和50年御殿場市規定第3号）第2条に規定する者、御殿場市役所支所設置条例施行規則（昭和60年御殿場市規則第1号）第5条に規定する支所長、御殿場市御殿場地域振興センター規則（平成9年御殿場市規則第12号）第5条に規定する所長及び御殿場市監査委員事務局規程（昭和52年監査委員告示第1号）第4条に規定する事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、企画戦略部担当副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 基本構想、基本計画及び関連する計画の原案について、検討及び調整を図るため、委員会に幹事会を置く。



- 2 幹事会は、幹事20人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。
- 4 幹事長は、企画課長をもって充て、副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

- 第7条 基本構想、基本計画及び関連する計画の原案の作成に必要な資料の収集、整理及び政策方針毎の計画原案を作成するため、委員会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、部会員100人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
 - 3 作業部会に部会長及び副部会長1人を置く。
 - 4 部会長は、幹事長が指名するものとし、副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

(意見の聴取)

- 第8条 幹事長が必要と認めるときは、幹事会又は作業部会に幹事又は部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

- 第9条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

- 第10条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。

(この訓令甲の失効)

- 2 この訓令甲は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

9. 御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成27年1月21日

告示第14号

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第1365号。以下「法」という。）第4条及び第10条の規定に基づき、本市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（法第1条の「まち・ひと・しごと創生」をいう。）の推進を図るため、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第10条の規定による御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の総合的かつ定期的な検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関すること。

(組織)

第3条 本部は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和50年御殿場市規定第3号。以下「庁議等規定」という。）第2条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長1人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、企画戦略部担当副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 本部に、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、庁議等規定第5条に規定する調整会議の構成員をもって組織する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市長が定める部課において処理する。



(補 則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第128号)

この告示は、令和5年4月1日から施工する。



御殿場市

GOTEMBA CITY

● 発 行 ●

御殿場市 企画戦略部企画課
〒412-8601
静岡県御殿場市萩原483番地
TEL:0550-82-4421
